

303 中央大学擬国会

〔『法学新報』第22巻4(252)号 明治45年4月1日〕

○中央大学擬国会 中央大学学生諸氏は去る二月十七、十八の両日に涉り第四回中央大学擬国会を開催し第一日には学生のみを以て之を組織し第二日は中央大学出身の代議士及其他の名士數十名を請して学生と共に之を組織したり

第一日は先づ常田力、米津藤一、植木寿雄、川崎亥之吉、岡田為吉、大島義雄、須賀正俊、若林繁蔵、松浦忠次の諸氏内閣を作り政府委員には山田譲、国貞喜一、羽田久蔵、松沢美三男、伊藤潔、白石栄太郎、井上定雄、岡崎寿一、市塙善吉の諸氏任命せられ書記官長には徳見広元氏、書記官には鈴木誠次郎、原田孫太郎、宇津木徹、福田市太郎の諸氏任命せられ議長は前田顕一郎、副議長は曾我善蔵氏全院委員長は丹波貫三氏、予算委員長は小野康氏、決算委員長は新田五郎氏、請願委員長は足立

源一氏、懲罰委員長は山下正次氏之に当り議員は保守党、革進党の一に分れ此二党に入らざる者は無所属とし宮地文吾氏は保守党総理に小川久吉氏は同副総理に、鈴木彌十氏は同院内幹事に又後藤伝平氏は革進党総理に山口源二郎氏は同副総理に関時次郎氏は同院内幹事に又久恒英都、青木真、金田常三郎の三氏は無所属院内幹事に當選し零時四十分前田議長会議を開く旨を宣し直に常田総理大臣の施政方針に関する演説あり当局と議員との間に数回の痛切なる質問応答ありて日程に入る其第一は政府提出の衆議院議員選挙法中改正法律案なり現行法を改正して帝国臣民たる男子年齢満三十年以上にして文部大臣認可の中学校及之と同程度以上の各種学校を卒業したる者は被選挙権を有することと為さんとするものなり之に付き関委員長の報告あり討論の後二読会を省略し三讀会に入り採決の結果多数にて可決す日程第二は革進党の関代議士より提出の労働保険法案にして提出の理由は「曩に帝国議会に於て通過したる工場法第十五条は労働保険法制定の主義を認めたるか如しと雖も其救済の程度を定めざる事及救済の方法を保険と為さざりし事は其大なる欠点なり而して工場法と労働保険は主従の關係を有するものなれば後者なくして工場法の完全なる精神を貫徹する能はざるを以て現今我国の社会政策上之に関する法律を制定するは止むを得ざる所なり」と云ふに在り該法案の要領は第一業務災厄に対する保険の組織は事業主を以て組織せる組合とすること而して被保険者たるへき者は各種工業其他危険なる営業、建築工事、航海業、漁業、鉱業又は山林業に從事する労働者たることを要す

災厄保険に要する費用及保険金の支出は全部組合の負担とし特定の割合に依り組合員より徵収す被保険者か其職業に関し傷瘡を蒙りたるときは故意の場合の外保険組合より罹災後平癒に至るまでの期間に對する無料医療及所得不能の間の定期金の給与を受け被保険者か其職業に関する災害に因り死亡したる場合は保険組合より特定の金額及遺族扶助料を受くへし此保険組合の設立及加入は強制とし又此組合の地区は府県の地域に依る第二疾病に対する保険の組織は労働者、事業主協同にて組織せる組合とすること而して被保険者たるへき労働者の範囲は災害保険の場合に準す保険料は被保険者三分の二、其雇主三分の一を釀出す被保険者業務に関し疾病に罹りたるときは無料にて医療を加へ特定の場合には手当てを給し死亡したる場合には平均日給額の三十倍の金額を与ふるを以て最小額とし此保険の設置及加入は強制とす第三老癡保険に関する經營は官業とすることとして被保険者たることを得る者は十六歳以上とし其従事する職業の種類は災害保険の場合に準す保険料は事業主及労働者より相当の割合を以て一定額を釀出するものとし老癡者に対し国庫より毎年相当の金額を支給す農商務省内に労働保険局を置き老癡保険に関する一切の事務を取扱ふ老癡保険に関する会計は之を特別会計とし此保険の加入は強制とす第五労働保険局は老癡保険を經營する外災害保険及疾病保険に関する一切の監督を為すものとす云々と謂ふに在り提出者より之が理由を説明し保守党は盛に反対を試み無所属の人々及革進党は之と拮抗して論戦に火花を散し漸くにして討論終決し二讀会を省略三讀会に入

り大多数を以て可決せり是に於てか内閣は議会の解散を行ひたれとも遂に其總辞職の已むなきに至り夫より革進党立て内閣を組織す閣員は前田顕一郎、後藤伝平、山口源二郎、榎原吉之助、川崎亥之吉、松浦忠次、岡崎一治、花本福次郎、梶尾円平の諸氏にして政府委員には小野康、山下正次、山田譲、国貞喜一、羽田久蔵、足立源一、白石栄太郎、市塙善吉、新田五郎、松沢美三男、伊藤潔、丹波貫三の諸氏書記官長には徳見広元氏、書記官には鈴木誠治郎、原田孫太郎、宇津木徹、福田市太郎の諸氏任命せられ植木寿雄氏議長と為り清輔為太郎氏副議長と為り全院委員長は矢沢謙氏、予算委員長は木村良弼氏、決算委員長は岡崎寿一氏、請願委員長は徳永善太郎氏、懲罰委員長は松張昌隆氏にして革進党の總理は須賀正俊氏、副總理は馬場信一氏、院内幹事は大湾正順氏、保守党の總理は常田力氏、副總理は小川久吉氏、院内幹事は鈴木彌十氏、無所属院内幹事は久恒英都、関時次郎、柴田正の諸氏なり午後三時四十分植木議長会議を開く旨を宣し前田總理大臣施政の方針に付き演説し閣員と議員との間に激烈なる論戦あり次て日程第一に移る此日程は官立大学の法科大学を廃止して相当の私立大学に補助經營せしむるの法律案にして政府提出に係る其大要は文部大臣指定の構造を成し其組織完全なりと認めたる私立大学にして政治、法律、經濟、商業の学科を教授するものに対して文部大臣は補助金を下附す補助金額は各会計年度に百万円を限度とす但一校に付き拾万円を超ゆることを得ず補助を受くる学校にして法律、命令又は本法に基き發する文部大臣の指令訓示に違反したるときは補助を

停止又は取消さることあるべく官立の帝国大学法科大学は之を廢止す云々と謂ふに在り須賀委員長の委員会の決議報告ありて討論に入り二三押問答の末討論を終決し第二讀会省略第三讀会に移り採決の結果多数を以て可決日程第二は政府提出の刑法中改正法律案にして夫の姦通罪を認めんとするものなり修正案は配偶者的一方が姦通したときは二年以下の懲役に處す其相姦したる者亦同じ本罪は其配偶者一方の告訴を待て之を論ず但其一方か姦通を縱容したるときは告訴の効なしと謂ふに在り馬場委員長より委員会に於て本案は可決せられたる旨の報告あり花本司法大臣より政府が本案を提出したる理由を述べたるに保守党より或は家族制度の方面より或は公娼の存在する方面より盛に反対し議容易に決すべくもあらざりしか討論終決の動議を提出せる者ありて二讀会を省略、採決の結果多数を以て可決時恰も五時を過きたれば日程第三質屋公営に関する法律案、日程第四満蒙回藏が独立を宣言したるときは帝国政府は之を承認せざることの建議案を残して閉会したり当日学生諸氏の論戦は實に堂堂たるものにして孰れも特筆するに足るものなれども紙面に限りあれは之か掲載を省く

第二日は江木衷、横山金太郎、稻田周之助、高柳覺太郎、中村進午、桑田熊蔵、齊藤二郎、茅原廉太郎、木下謙次郎、樋瀬軍之佐の諸氏内閣を組織し政府委員には中島信虎、高崎介蔵、松林治義、大島義雄、須賀俊雄、松浦忠治、榎原吉之助、川崎亥之吉、若林繁蔵、山口源二郎、久保田稔の諸氏書記官長には前田顕一郎氏書記官には馬場信一、徳見広元、曾我善蔵、鈴木彌

十の諸氏任命せられ議長は花井卓藏氏、副議長は新井要太郎氏なり急進党は其総務にト部喜太郎、川島任司、米原芳蔵、中野勇治郎、藏原惟郭、江間俊一、松田源治、管原伝、高窪喜八郎、加瀬禧逸、村松恒一郎、谷ヶ崎治助、手代木佑寿、佐野春五、幸辰彦、須藤嘉吉、東武、荒川五郎、常田力諸氏を推し外二十五名の議員を有し保守党は其総務に石山彌年^平、黒須竜太郎、渡辺澄也、高木正年、浜田国松、安藤敏之、横田千之助、近川清澄、渡辺豊治、早速整爾、高野金重、岡田泰蔵、新井要太郎、前田顯一郎の諸氏を推し外二十名の議員を有し中央党は総務に三宅碩夫、花井卓藏、細野次郎、福本誠、稻村辰次郎、笠原文太郎、野村此平、川久保源治、前田米蔵、福田又一、横田稔、秋田清、中村啓次郎、武田明、田辺熊一、後藤伝平の諸氏を推し外二十五名の議員を有す午後一時花井議長会議を開く旨を宣し總理大臣江木袁氏を麾く首相は急霰の如き拍手に迎へられて登壇施政の方針に付き滔滔一時間に亘りて詳述す次て岡田並常田代議士より外交に関する質問を試み中村外務大臣の答弁あり又前田代議士より社会経済に関する質問ありて高柳内務大臣之に答弁を与へ夫より日程第一の討議に入る日程第一は政府提出の紋章税法案にして其大要是紋章とは衣服、船車、提灯、軒灯、旗幟其他公衆の注意を引くべき物件に附する家紋其他の標識を謂ふものとし紋章を是等の物件に使用せんとする者は納稅の義務あり但公共の為め又は営業に使用するものののみは課稅を免かる紋章を是等の物件に使用し変更し又は廃止せんとする者は其都度監督官庁に届出つる義務あるものと為さんとするに在り大

藏大臣支障の為め高崎政府委員本案提出の理由を説明し石山代議士は之を以て国粹を破壊する悪税なりとして極力反対し藏原代議士は是れ人の虚榮心に乗するものにして良税なりとて快弁を弄し毒舌百出遂に懲罰問題を惹起すに至りしか議長の尽力に依り漸く事なきを得たり偶々桑田大蔵大臣出席尚ほ調査を要する事項ありとて本案を撤回す夫より日程第二政府提出案酒類官營法案の討議に移り岡田委員長より委員会に於て之を可決せる旨を報告す高橋代議士より激烈なる反対演説あり又高木代議士の明晰なる反対意見を述へらるるありたるか後藤代議士より討論終結の動議出て二読会を省き三讀会に入り採決の結果可決せり次はト部代議士の提出に係る陪審裁判法案なり本案は五十一条より成るものにして提出の理由は国民をして司法権に参与せしめ其独立を保障し裁判の公平を扶持し以て国民の實際狀態に背馳せしめるは人權擁護の最大要旨たり而して現行の裁判制度か此目的を達するに足らざるは国民の等しく認むる所故に我が国情に適すべき陪審制度を設立し司法制度の改善進歩を促すは今日の急務なり云々と謂ふに存す本案は實に当日の最重要問題にして満場の注意を惹くこと極めて大なりし所なり委員長松田代議士より委員会に於て可決せる旨報告あり岡田、米津、服部三代議士の反対演説に次て横田、堀江両代議士の賛成演説あり熱心なる討議の末二讀会を略し三讀会を経て可決次は日程第五横田代議士の提出に係る衆議院議員選挙法中改正法律案にして帝國臣民たる男子にして満二十五年以上の者選挙人名簿調製の期日前満一年以上其選挙区に住所を有するときは衆議院議員の

選挙権を有するものとし衆議院議員選挙法中納税に関する規定は之を廃止すべしと謂ふに在り笠原代議士本案提出の理由を説明し中村代議士之に反対して今や非常の論戦を見るに至らんとする際ト部代議士より本案は極めて重大のものなるに付き議長指名二十七人の委員に附託し慎重なる審査を遂げんことを望むとの動議ありて成立し委員の指名あり此時村松代議士より日程変更の動議ありて官制改正に関する建議案に移る本案は村松氏の提出する所文部省を廃止し内務省に学政局を新設し之に其事務を委すること、各帝国大学を統一し直隸の独立官府と為すこと、台湾総督府、朝鮮総督府、関東都督府及樺太庁の官制を縮少し^(マ)新設の殖民省に統一し前記各官府は其隸属と為すこと但現在の拓殖局は之を廃止すること、各省の会計に関する局課を廃止し之を大蔵省主計局に統一すること、各省の土木經營に関する局課を廃止し之を内務省土木局に統一すること、陸海軍省を合一し新に軍務省を置くこと、現行の郡制を全廃すること、適宜府県を廃合すること等を目的とするものなり村松氏の説明頗る時弊の急所を付き満場をして傾動せしむ此時議長は副議長をして事務を執らしめ議席に就き更に登壇して政府の処措一として常規を逸せざるなきを難し将来の決心を質問し附言して曰く答弁如何に依りては吾吾中央党は茲に政府党との提携を断ち保守党に加担すべしとは是に於てか急進党的ト部代議士は政府に向ひ余は内閣組織の当初節操なき中央党と提携するの不可を論せり果せる哉今や花井氏の暴言に接す然れども今更致し方なし政府は此際須らく所信を明言して民心の帰向を誤らしむる勿れ

と忠告す議場頗る騒然たり斎藤海軍大臣立て反対意見を述べて文部大臣出たるか意外にも文部省廃止案に賛成し且改廃をするは独り文部省のみにあらずとて大に各省の弊所を示し是故に余は今之内閣諸公と永く事を共にするの意なく既に本日を以て辞表を提出したり今後は野に下り諸氏並に国民の後援に依り國政の一大革新を企てんとて闘を排して去る是に於てか議場の動搖愈々甚しく議員中之が整理を議長に迫る者あり此時黒須代議士外数名より内閣不信任の決議案を緊急動議として提出す議長之を容れんとす加瀬代議士其不法を憤りたれとも其効なく黒須氏登壇内閣不信任の理由を述へ其罪を数ふ満場の形勢頗る急にして今や不信任案は最大多数を以て通過せんとするの有様と為れり黒須氏の降壇するや江木總理大臣は極めて厳肅の態度を以て壇上に現はれ不信任案の理由なきことを痛論し然れども事茲に至る政府は最後の決心を為せりと解散を命ずるの詔勅を議長に伝ふ議長之を奉読し破るるか如き拍手の間に閉会の旨を宣したり時に午後六時両日共聴衆極めて多く満場立錐の余地たも存せず閉会の至るまで殆ど退場者を見ざる有様にて近來稀に見る盛会なりき